

トラック運送業の働き方改革に 向けた厚生労働省の取組

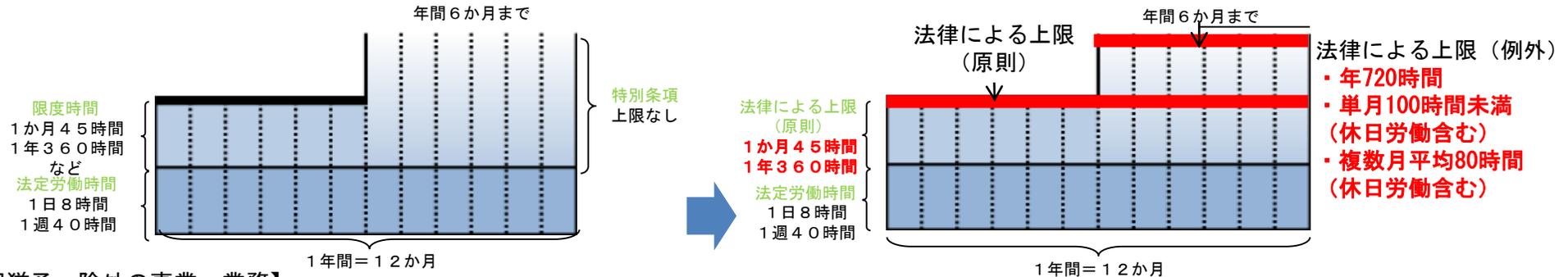
岡山労働局 労働基準部
監督課

改善基準告示見直しの検討状況

時間外労働の上限規制について

- 時間外労働の上限規制は、**月45時間**、**年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間**、**単月100時間未満**（休日労働含む）、**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度
- 自動車、建設、医師等は適用猶予・除外業務（事業）とされ、改正法施行5年間は上記一般則の適用はない。

（出典）厚生労働省ホームページ「長時間労働に関する制度の見直し（<https://www.mhlw.go.jp/content/000335628.pdf>）より作成



【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。
建設事業	改正法施行5年後に、一般則を適用。（ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しない。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討する旨を附則に規定。）。
医師	改正法施行5年後に、時間外労働の上限規制を適用。 医療界の参加による検討の場において、規制の具体的あり方、労働時間の短縮策等について検討し、結論を得ることとされており、検討の結果を踏まえ地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設等を内容とする医療法等改正法が令和3年通常国会にて成立。具体的な上限時間は、この医療法の内容も踏まえ、今後、省令で定めることとされている。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	改正法施行5年間は、1か月100時間未満・複数月80時間以内の要件は適用しない。（改正法施行5年後に、一般則を適用）
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導（※）、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しない。 ※時間外労働が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。（労働安全衛生法の改正）

36協定で定める時間外労働及び休日労働について 留意すべき事項に関する指針

- ▷ 時間外労働及び休日労働を適正なものとするを目的として、36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意していただくべき事項についての指針（※ 労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針）
- ▷ 令和6年4月以降、自動車運転者も、時間外労働の限度時間は、**月45時間、年360時間**となり、臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合でなければこれを超えることはできない。そのような場合であっても、**年960時間が時間外労働の上限**となり、**指針の適用を受ける**。

（出典）リーフレット「36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針」（<https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf>）より作成

指針第2条	① 時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめること。	
指針第3条	② 使用者は、36協定の範囲内であっても労働者に対する安全配慮義務を負う。また、労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まることに留意する必要があること。	<ul style="list-style-type: none"> ◆36協定の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条の安全配慮義務を負うことに留意しなければならない。 ◆「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」において、 <ul style="list-style-type: none"> ✓1週間当たり40時間を超える労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まる ✓さらに、1週間当たり40時間を超える労働時間が月100時間又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとされていることに留意しなければならない。
指針第4条	③ 時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にすること。	
指針第5条	④ 臨時的な特別の事情がなければ、限度時間（月45時間・年360時間）を超えることはできない。限度時間を超えて労働させる必要がある場合は、できる限り具体的に定めなければならない。この場合にも、時間外労働は、限度時間にできる限り近づけるように努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ◆限度時間を超えて労働させることができる場合を定めるに当たっては、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に定めなければならない。 ◆「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められない。 ◆時間外労働は原則として限度時間を超えないものとされていることに十分留意し、(1)1か月の時間外労働及び休日労働の時間、(2)1年の時間外労働時間、を限度時間にできる限り近づけるように努めなければならない。 ◆限度時間を超える時間外労働については、25%を超える割増賃金率となるように努めなければならない。
指針第6条	⑤ 1か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、目安時間（※）を超えないように努めること。	（※）1週間：15時間、2週間：27時間、4週間：43時間
指針第7条	⑥ 休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするように努めること。	
指針第8条	⑦ 限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> ◆限度時間を超えて労働させる労働者の健康・福祉を確保するための措置について、次の中から協定することが望ましいことに留意しなければならない。 (1)医師による面接指導、(2)深夜業の回数制限、(3)終業から始業までの休息時間の確保（勤務間インターバル）、(4)代償休日・特別な休暇の付与、(5)健康診断、(6)連続休暇の取得、(7)心とからだの相談窓口の設置、(8)配置転換、(9)産業医等による助言・指導や保健指導

時間外労働の上限規制と改善基準告示について（トラック）

時間外労働の上限規制(労基基準法)			改善基準告示(トラック)	
一般則	自動車運転業務		時間外労働が可能な時間(※)	拘束時間
—	—	日	原則 4時間 最大 7時間	原則 13時間 最大 16時間 (15時間超は週2回以内)
限度 45時間 月平均 80時間 (含・休日労働) 単月 100時間 (含・休日労働)	限度時間 45時間 —	月	原則 98時間 (含・休日労働) 特例 125時間 (含・休日労働)	原則 293時間 特例 320時間 (年6か月以内)
限度時間 360時間 上限 720時間	限度時間 360時間 上限 960時間	年	— 1,176時間 (含・休日労働)	— 3,516時間

※ 一定の前提の下での平均値を下に算出したものであることに留意。

所定労働時間8時間、休憩1時間と仮定して試算

$(2,080 + 260) \div 12 = 195$ 時間 ← この平均値との差を「時間外・休日労働が可能な時間」として算出

実際に時間外・休日労働が可能となる時間は、休憩時間や所定労働時間の設定、暦の巡り合わせ等により大きく異なりうる。

改善基準告示の見直しについて

- ◆ 自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死防止の観点から、働き方改革関連法施行後5年の特例適用までの間、速やかに改善基準告示の見直しを検討するよう求められた^(※1)ところ。^(※1)平成30年5月25日付け衆議院厚生労働委員会附帯決議、同年6月28日付け参議院厚生労働委員会附帯決議
- ◆ 自動車運転者の多様な勤務実態や、業務の特性を踏まえた基準を定めるため、全国の運送事業者、自動車運転者を対象に実態調査を行い、同調査の結果を踏まえ、改善基準告示見直しの議論を行うもの。

- ・ 令和元年11月25日 労働条件分科会：「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置
- ・ 令和元年12月19日 第1回専門委員会：議論の進め方、実態調査検討会の設置
- ・ 令和2年1月～令和2年3月 実態調査検討会の開催（計9回）
- ・ 令和2年6月12日 第2回専門委員会：実態調査の方向性について
- ・ 令和2年8月27日 第3回専門委員会：実態調査の概要について、調査票（案）について
- ・ 令和2年10月5日 第4回専門委員会：実態調査の詳細について、調査票（案）について
- ・ 令和3年4月～令和4年：改善基準告示見直しに向けた議論（令和4年12月までに、改善基準告示改正）
- ・ 令和6年4月：改善基準告示施行

実態調査検討会

- ・ハイヤー・タクシー
令和2年1月30日、2月14日、3月10日
- ・トラック
令和2年1月31日、2月17日、3月6日
- ・バス
令和2年1月31日、2月27日、3月25日

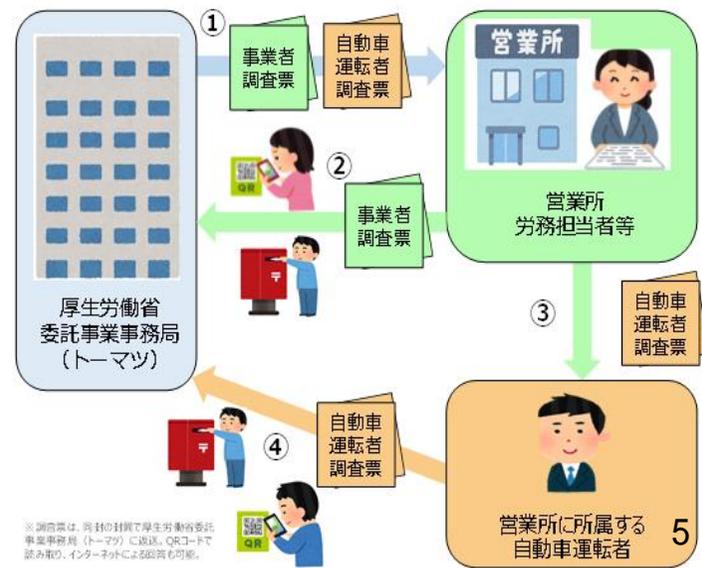
実態調査の実施

- ・令和2年10月～12月頃まで

- ・業態別の作業部会、専門委員会を複数回開催予定
- ・令和3年度は、随時、調査を実施予定

	営業所数	自動車運転者数	内訳
ハイヤー タクシー	188営業所	3,760人	47都道府県×4営業所×20名
トラック	705営業所	4,230人	47都道府県×15営業所×6名
バス	400営業所 ・乗合280営業所（うち、一般路線200、高速80）、貸切120営業所	1,600人 ・乗合1,120人（うち、一般路線800、高速320）、貸切480人	47都道府県×8.5営業所×4名

- ① 委託業者から、営業所の労務担当者等に調査票^(※2)、^(※3)を送付する。
^(※2) 事業者調査票と自動車運転者調査票、^(※3) バスについては、本社労務担当者に調査票を送付
- ② 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記載^(※4)の上、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に事業者調査票を送付する。^(※4) 同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能
- ③ 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票（返信用封筒含む）を手交し、記載を依頼する。
- ④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票（返信用封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記載^(※5)し、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に自動車運転者調査票を送付する。^(※6)
^(※5) 同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能、^(※6) ヒアリング調査については、委託業者が、自動車運転者の通信調査の結果を確認後、業態毎に数十人対象を選定し、実施



令和3年度のトラック実態調査について（案）

- ▷ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う物流の変化を考慮した上で、改善基準告示の見直しを行うため、トラックの実態調査を実施する。
- ▷ 令和2年度調査で回答いただいた事業者および自動車運転者に追跡調査を実施し、報告書にとりまとめる。

1 実態調査の実施時期について

令和3年10月初旬（※書面調査およびヒアリング調査）

2 実態調査の調査対象期間について

令和3年3月～令和3年9月（※通常期、繁忙期は各社で指定）

3 実態調査の調査対象数について

年度	調査対象事業場	調査対象労働者
令和3年度	1,410事業場 (うち257事業場に追跡調査)	8,460名
(参考) 令和2年度	705事業場	4,230名

4 実態調査の項目について

【新たに設ける問】

(事業者)

- ・ 2週平均1週の運転時間数 (P11, 42)
- ・ 1ヶ月の時間外労働時間数 (P12, 43)
- ・ 1ヶ月の法定休日労働時間数 (P14, 45)
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う拘束時間等への影響 (P14, 45)

(自動車運転者)

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う拘束時間等への影響 (P27, 64)



主なご意見について

(令和3年7月29日 トラック作業部会)

- ▶ トラック作業部会においては、令和2年度に引き続き実態調査を実施することから、令和3年7月29日に令和3年度の実態調査（案）について決定し、同年10月に全国1,410事業場（自動車運転者：8,460名）を対象に実態調査を実施した。
- ▶ 令和3年7月29日のトラック作業部会における、改善基準告示見直しのご意見は以下のとおり。

【拘束時間について】

- 1ヶ月の拘束時間は275時間とし、年3,300時間の範囲で294時間まで延長する案を考えている。脳心の認定基準を踏まえ、時間外・休日労働が月80時間・100時間を超えない範囲で見直しを図るべきではないか（労）
- 労働基準法の年960時間の上限には休日労働は含まれていない。拘束時間の見直しは、これを踏まえて行うべき（使）

【1日の拘束時間、休息期間について】

- 休息期間は11時間に見直すべき。睡眠時間を考慮すると、今の8時間が良いとは言えない。ただし、長距離とその他で休息期間の過ごし方は異なる。こういった運行形態の違いも配慮した見直しも検討の余地があるのではないか（労）
- 休息期間は、荷種や業務の形態別に異なる基準を設けられないのであれば、現行どおり8時間と言わざるをえない（使）

【運転時間、連続運転時間について】

- 連続運転時間は、運転離脱について定めているに過ぎず、荷役作業等をすることも可能。労働基準法上の休憩を取らせず、改善基準告示だけを見て、運転離脱させれば良いと考える事業者もいる。改善基準告示においても、運転離脱だけでなく、労働基準法上の休憩の考え方を示すべきではないか（労）
- 連続運転時間は、4時間から5時間に延長、運転離脱は10分から5分に短縮する等、使いやすくしてほしい（使）

【特例、その他について】

- 事故、天候等の予期しない事象について例外的な取扱いは必要と考える。ただし、使側が主張するように、荷主、荷種の影響等も例外に含めるのは整理が困難になるので、難しいのではないか（労）
- 分割休息特例は、休息について2時間や3時間に短縮できないかとの意見もある。また、事故、天候に加え、荷種や荷主の影響等については、避けようがない要因なので、例外的な取扱いを認めてもらいたい（使）
- 今回の見直しの目的は過労死防止。規制を荷主や商慣行にあわせるのではなく、商慣行を変えていくべき（公）

周知・支援に向けた取組

道路貨物運送業・労務管理・安全衛生管理等オンライン説明会の開催

全6回
オンライン
開催

令和3年度 道路貨物運送業 労務管理・安全衛生管理等 オンライン説明会

～時間外労働上限規制、労働災害防止等への対応について～

現在、トラック等自動車の運転の業務については、改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、令和6年4月からは新たな規制が適用となり、各道路貨物運送事業者におかれましてはその対応準備が必要となります。

また、道路貨物運送業における労働災害は、依然としてトラック荷台からの墜落・転落災害を中心に多発している状況です。

そのため、岡山労働局及び各労働基準監督署では、岡山産業保健総合支援センター、岡山県労働基準協会及び中国運輸局岡山運輸支局に各共催いただき、道路貨物運送業に対する労務管理・安全衛生管理等を中心としたオンライン説明会を開催することといたしました。

説明会では、労働時間の関係法制、労働災害の防止対策、健康の確保対策等についてご説明いたしますので、是非ともご参加いただけますよう、ご案内いたします。

プログラム

- 1 開会挨拶 (各労働基準監督署)
- 2 労働災害の防止対策等について (岡山労働局 健康安全課)
- 3 労働時間の関係法令等について (岡山労働局 監督課)
- 4 特別公演『過重労働が身体に与える影響、健康診断事後措置等について』
講師：道明 道弘 氏 (岡山産業保健総合支援センター 産業保健相談員)
- 5 標準的運賃の改正等について (中国運輸局 岡山運輸支局)
- 6 その他お知らせ

参加費
無料

※ 開催日程・参加方法の詳細は、裏面をご覧ください。

〈お申込みは岡山産業保健総合支援センターのWebサイトで承ります。〉

URL: <https://okayamas.johas.go.jp/truck/>



主催 岡山労働局、各労働基準監督署

共催 岡山産業保健総合支援センター、岡山県労働基準協会、中国運輸局岡山運輸支局

オンライン説明会の開催日程

倉敷 監督署	令和3年 9月 7日(火)	13:30～	〈所要時間:約2時間〉
新見 監督署	令和3年 9月13日(月)	13:30～	同上
岡山 監督署	令和3年 9月27日(月)	13:30～	同上
津山 監督署	令和3年10月 4日(月)	13:30～	同上
笠岡 監督署	令和3年10月 7日(木)	13:30～	同上
和気 監督署	令和3年10月13日(水)	13:30～	同上

- (1) お申込みの締切日は、各開催日の1週間前です。お申込みはWebでお願いします。
- (2) 全日程ともオンライン開催です。テレビ会議システム「CiscoWebex」を使用します。
- (3) 事業場の所在地を管轄する監督署が主催する説明会へのお申込みを原則としますが、日程が合わない場合には、管轄に関係なくお申し込みいただけます。
- (4) 説明会当日、質疑応答の時間は設けておりませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) 取得した個人情報は、主催・共催者で共有しますが、説明会実施以外の目的には使用いたしません。また、プライバシーポリシーにのっとり適正に管理します。

CiscoWebexによるオンライン説明会への参加方法

- ① 申込先の『岡山産業保健総合支援センターのWebサイト』へアクセスします。
URL: <https://okayamas.johas.go.jp/truck/> 
- ② お申し込み後、自動返信メールが登録アドレスへ送付されます。
Webexへの参加方法、説明会資料等の情報も併せて送付されます。
※ 自動返信メールが来ない場合は、迷惑メールへ振り分けられているか、メールアドレスが誤っている可能性がありますので、ご確認ください。
- ③ 説明会当日は、案内メールを参照して参加してください。



CiscoWebexによるオンライン説明会への参加に必要なチェックリスト

- インターネットに接続できるパソコン・タブレット・スマートフォンがある。
(通信料金は自己負担となりますのでご注意ください。)
 - パソコン・タブレット・スマートフォンで参加申込みをしたメールアドレスが使用できる。
 - パソコン・タブレット・スマートフォンで音声を聞くことができる。
(パソコン等の能力、通信環境によっては映像や音声が途切れることがあります。)
- ◀推奨▶
- パソコン・タブレット・スマートフォンにCiscoWebexアプリをインストールできる。

1. 令和2年度予算事業 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

(1) トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの運営・拡充

トラック運転者の長時間労働改善に向けた周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイト（令和元年度に開設）について、以下のような新規コンテンツを追加掲載し拡充。

○主な追加コンテンツ

「荷主」企業向け

荷主企業同士が物流生産性向上とトラック運転者の長時間労働改善に向けた意見交換を行うオンラインミーティング（あい積みミーティング）を、厚生労働省の主催により令和3年1～2月に全4回開催。開催結果の報告書を掲載。

企業向け

荷主企業とトラック運送事業者の双方に向けた、トラック運転者の労働時間の改善を進めるための対応策や有用な好事例等のコンテンツを提供。

令和2年度は荷主向け周知用動画を作成し、荷主・運送事業者が取引環境と長時間労働の改善に向けた取組を実際に始めるに当たっての両者の具体的な交渉過程等をドラマ形式（アニメーション）で再現。令和2年12月4日に「発荷主」向け動画、令和3年2月26日に「着荷主」向け動画をそれぞれ追加。

イラストコンテンツ

サプライチェーンのイラストをクリックするだけで、「集荷」「発荷主」「輸送」「着荷主」「複数配送」の各領域において、トラック運転者の長時間労働に繋がっているかもしれない問題や、その問題解決に繋がる施策候補例を、荷主・トラック運送事業者が簡単に確認できるコンテンツを、令和2年12月4日に追加。

<ポータルサイト トップ画面のイメージ（抜粋）>
(令和3年2月時点)



(2) 荷主企業同士が意見交換を行うオンラインミーティングの開催

■ 「荷主連携マッチング～あい積(づみ)ミーティング～」

トラック運転者の長時間労働改善に向けて、「荷主どうし」の共同配送に興味のある荷主企業を、ポータルサイトを通じて募集。「荷主連携マッチング～あい積ミーティング～」と題して、荷主企業が、物流生産性向上とトラック運転者の長時間労働改善に向けた意見交換を行うオンラインミーティングを、厚生労働省の主催により令和3年1～2月に全4回開催。開催結果の報告書をポータルサイトに掲載することにより、好事例の普及を行っている。

<荷主同士の連携の例（共同配送）>

共同配送のパターン1 ～幹線往復化～

幹線輸送が片道輸送。荷主どうしで協力しあって往復化を図る

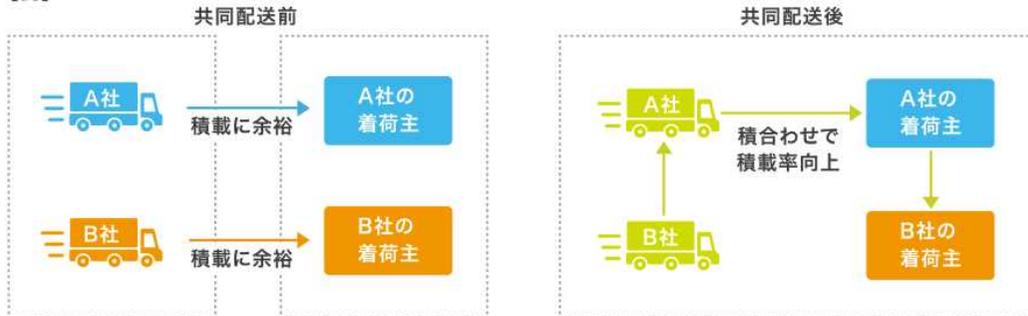
【例】



共同配送のパターン2 ～同一車両に積合わせ～

積載率に余裕のある不効率な集配送。荷主どうしで協力しあって、同一車両に積合わせる。

【例】



【あい積ミーティング開催概要】

- 参加企業数 8社（延べ10社）
- 開催結果（概要）
 - ・ 地場配送での連携（関西エリアでの共同配送等）
 - ・ 幹線輸送での連携（関西・関東間の往復幹線での共同配送等）
- 全体総括
あい積ミーティングは、トラック運転者の労働時間短縮に向けて「荷主企業どうしの連携の“きっかけ”」を創る場であるが、今回は、全ての参加企業が、あい積ミーティングでの意見交換の結果を踏まえて、連携に向けた具体的な検討を継続することとなった。
- 参加企業の声（抜粋）
 - ・ 異業種の荷主企業と出会える場合は、ほとんどない。この取組を是非とも続けて欲しい。
 - ・ 荷主という立場で、運送事業者とのパートナーシップ構築に悩んでいる。共同配送に限らず、様々な内容で、今後も意見交換をしていきたい。

(3) 荷主に向けた自動車運転者の労働時間短縮のための周知用動画の作成

■ 発荷主企業・着荷主企業向け周知用動画

トラック運転者の長時間労働改善に向け、荷主・運送事業者が取り組む内容について、平成30年度に策定した「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」における取組の進め方をもとに、荷主・運送事業者が取引環境と長時間労働の改善に向けた取組を実際に始めるに当たり、両者の具体的な交渉過程等をドラマ形式（アニメーション）で再現。

発荷主企業向け動画



令和2年12月4日公開

(再生数) 令和3年5月20日時点で4,200回以上

着荷主企業向け動画



令和3年2月26日公開

(再生数) 令和3年5月20日時点で1,200回以上

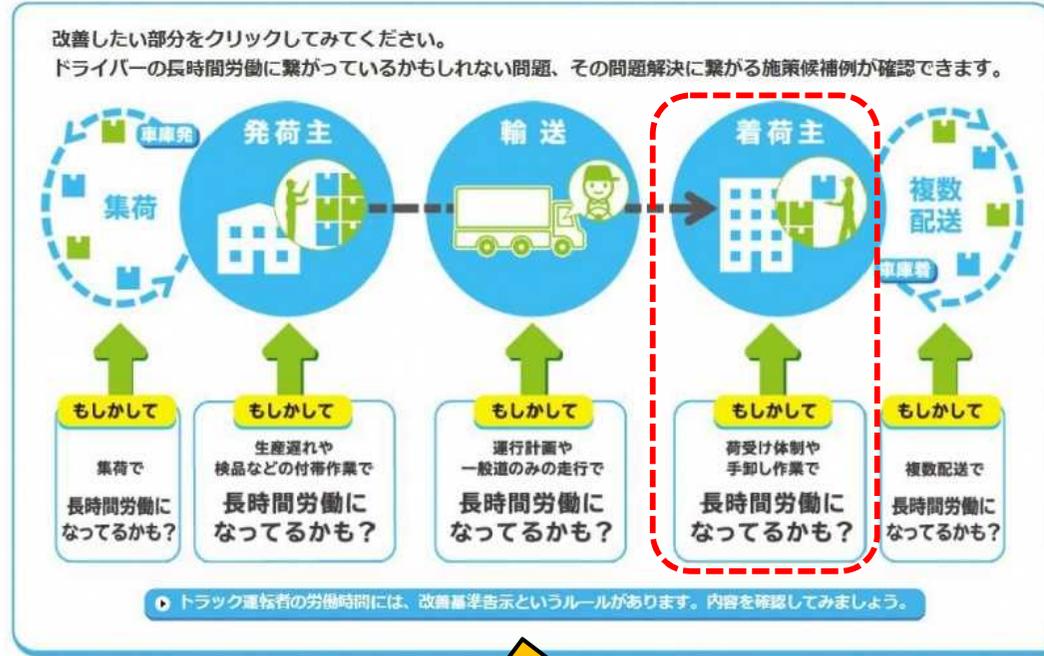
～あらすじ～

ある運送事業者は、トラック運転者の長時間労働の改善に向けた取組について、荷主に協力を依頼するが、断られてしまう。運送事業者は、インターネットで見つけた「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」において、「簡単自己診断」を実施。その自己診断結果に記載されている荷主のメリットを参考に、再度、荷主と交渉したところ、その取組によるメリットについて、荷主に納得してもらうことに成功。取組にかかる費用の応分負担について協議した上で、早速、取組を実施することとなった。

(4) 荷主・トラック運送事業者・一般の方に向けたイラストコンテンツの作成

■ イラストコンテンツ「始めてみよう改善活動」

☑ 始めてみよう改善活動



サプライチェーンのイラストをクリックするだけで、トラック運送における「集荷」「発荷主」「輸送」「着荷主」「複数配送」の各作業領域において、荷主・運送事業者が、トラック運転者の長時間労働に繋がっているかもしれない問題や、その問題解決に繋がる施策候補例※を簡単に確認できるイラストコンテンツ。

※ 得られる施策候補例は、企業向けコンテンツ「簡単自己診断」(令和元年度に公開)で得られる施策候補例と同一のもの

- 「簡単自己診断」では、「運転時間」「荷扱い時間・付帯作業時間」「待ち時間」といった、作業時間という切り口から問題や施策候補例を確認できる。
- ✓ 「始めてみよう改善活動」では、「簡単自己診断」とは異なり、トラック運送における「集荷」などの作業領域という切り口から問題や施策候補例を確認できる。

始めてみよう改善活動

☑ トラック運転者の長時間労働に繋がるこんな問題が潜んでいるかもしれません!

着荷主

もしかして
「荷扱い」に、
こんな問題が潜んでいるかも!

番号	こんなことは、ありませんか?	該当する項目にチェック
a	荷卸し作業は、手作業のバラ卸しですか?	<input type="checkbox"/>
b	荷卸し作業スペースを、十分に確保できていない状況ですか?	<input type="checkbox"/>
r	トラック運転者独自の判断で、必要以上に余裕を持った運行をしていますか?	<input type="checkbox"/>

詳細を見る

☑ トラック運転者の長時間労働に繋がるこんな問題が潜んでいるかもしれません!

着荷主

もしかして
「荷扱い」に、
こんな問題が潜んでいるかも!

番号	こんなことは、ありませんか?	印刷する
	<p>トラック運転者の荷卸し作業は、手作業のバラ卸しですか?</p> <p>● 該当するにチェックした場合、潜んでいるかもしれない問題 手作業によるバラでの荷卸し作業は、トラック運転者に身体的負荷がかかることに加え、作業時間も長くなります。</p> <p>● その問題を解決する施策候補例 「パレット」することで、荷卸し作業時間の削減に結びつきます。また、同様に積み作業時間の削減にもつながる施策です。 なお、パレットと同様の考え方で、カゴ台車やボックスパレットを活用する方法もあります。</p> <p>※ パレット:パレットに商品をのせること ※ ボックスパレット:「かご形状」のキャスター付きパレットのこと</p>	<input type="checkbox"/>

<STEP 1>

ポータルサイトトップページ上の「始めてみよう改善活動」において、確認したい作業領域をクリックして選択する

<STEP 2>

表示された質問に、当てはまるものについてチェック

<STEP 3>

自己診断結果と、改善のための施策候補の紹介

<STEP 4>

診断結果・施策候補等を印刷可能

2. 働き方改革推進支援センターにおけるトラック運送事業者へのサポート事例

働き方改革推進支援センター トラック運送事業者へのサポート事例（令和2年度）

《令和2年度》

労働時間の削減、年次有給休暇の取得率向上

「A社 X支店」（兵庫県／運送業／労働者数26名）

【支援前の状況】

- 下記3点の課題を解決するために、専門家のアドバイスが欲しい。
 - ①36協定の対応に苦慮している
 - ②時間外労働時間の削減を図りたい
 - ③年次有給休暇の取得率向上を図りたい

【専門家の支援】

- 限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせる場合、特別条項付き36協定届様式に変更することについて助言。
- 運賃の値上げを行い、それを原資とした働き方改革の取り組み成果をお客様に報告することで、お客様とともに協力マインドの醸成を行っている企業もあることを紹介。
- 売り上げは落ちるが仕事を断るなどによって、社員が年次有給休暇を年5日取得できるよう、管理・経営層が職場を回り啓蒙活動を行うことも大切である旨を提案。

【支援後の効果・声等】

- 働き方改革関連法による改正点の制度趣旨等を理解するとともに、担当専門家からの提案も参考にしながら、今後も改善を進めることを確認。

【参考】《令和元年度》

働きやすい職場環境づくりのための規則等の整備と管理職の意識改革

「B社」（静岡県／運送業／労働者数31名）

【支援前の状況】

- 働きやすい環境づくりに向けて、下記4点を実施するための専門家のアドバイスが欲しい。
 - ①賃金規程の整備
 - ②就業規則の整備
 - ③研修体制の整備
 - ④管理職の意識改革

【専門家の支援】

- M&Aによる新しい組織づくりを実施しているという事業者の状況を踏まえ、取組の方向性が企業理念の内容に沿ったものであることを確認しながら、少しずつ整備を進めることを助言。
- 専門家による管理職への面談を行い、働き方改革への対応状況についてヒアリングを実施。その結果を踏まえて、取組を実効性のあるものとするために、管理監督者が率先して、時間外労働の上限規制適用に向けた土台づくりを行うことが重要であることを助言。

【支援後の効果・声等】

- 上記の助言を踏まえ、直近の目標として、2年後を目途に「高卒者を受け入れられる職場環境づくり」を目指していくことを確認。

3. 令和3年度予算事業について

自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策

予算額 1.5億円

■ トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの継続運用・拡充

- ・トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての周知用コンテンツ掲載等、順次拡充。
- ・トラック運送業の労働時間等に係る問題解決につながる共創のプロセスも含んだ意見交換会を国民（消費者；荷主企業勤務者等を想定）とトラック運転者を対象に開催し、協力する運送事業者に意見交換会を踏まえた取組への支援を実施することにより、成果を普及

■ 自動車運転者の労働時間等に係る実態把握（トラック）

トラック運転者の労働時間等の改善に向け、実態調査を実施。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

■ 働き方改革推進支援センター

予算額 67億円

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置。

①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

- 窓口相談の実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施

○ 各地域の商工会議所・商工会・中小企業中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣などの、技術的な相談支援を行う。また、ポスト・コロナ時代の新しい働き方を踏まえ、テレワーク相談センターと連携した支援を行うとともに、業種別団体に対し専門家チームによる支援を行うことにより、効果的・効率的な支援を行う。

(1) 荷主間の協力による取組についての周知用コンテンツや課題解決に向けた連携の創出への取組

■ 物流ワンポイント講座

労働環境改善に向けて荷主がどのような取組ができるのかを、まとめた5回連載方式のショートセミナー動画を作成。

第1回を次のとおり公開。以後、「輸送の効率化（幹線輸送・地場輸送）」、「倉庫作業や情報の効率化」、「情報の効率化」をテーマに、2か月に1回を目安に順次公開予定。

【 テーマ 】

【 項目詳細 】

令和3年6月1日 連載 第1話	なぜ、荷主の協力が必要か？	①現在の 危機的な物流実態と、改善に向けて荷主だからできること ②危機的実態から 脱却するための取組プロセス全体像 ③取組を進めるうえでの 荷主の「役割」と「協力の型」
--------------------	----------------------	---

■ トラック運転者の長時間労働改善に向けた、2つの意見交換会

① 「荷主連携マッチング～あい積(づみ)ミーティング～」

令和2年度から継続実施。令和3年7月～令和4年2月にかけて4つのテーマにて開催予定。

今年度は課題テーマについてあらかじめ枠を設け、より同じ問題意識の荷主どうしの連携につなげるよう工夫。開催結果をポータルサイトに掲載することにより、好事例の普及に繋げていく。

【課題テーマ】

【内容】

「関東エリア」「中部エリア」「関西エリア」に注目 令和3年7月(予定)	上記エリア間の幹線配送と上記エリア内の地場配送で荷主どうしの連携を検討しよう
モーダルシフトに注目 令和3年9月(予定)	同一コンテナ積合わせ(鉄道・船舶)で荷主どうしの連携を検討しよう [対象区間：関東⇔九州北部]
食品企業の方に注目 令和3年11月(予定)	幹線配送・地場配送で荷主どうしの連携を検討しよう
荷主どうしの連携で、悩みを解決！ 令和4年1・2月(予定)	困っている事を、何でも教えて下さい。 あい積ミーティングが、解決のご支援をできるかもしれません！

② 「物流の問題について国民と企業が一丸となり行う意見交換会（アイデアソン）」

運送事業者や荷主が抱えている「自らの力のみでは解決しがたい物流課題」について、運送事業者や荷主に限らない幅広い方の参加を募集し、意見交換会（アイデアソン）を開催。議論のプロセスやアイデア等の成果をポータルサイトに掲載し、広く参考としていただく。

【意見交換会（アイデアソン）開催概要】

- 参加者 企業にお勤めの方、物流に関心のある国民の方を予定
- 実施時期 令和3年7月から9月までの連続する2日間（計3回）
- 課題テーマ：中小企業の事業者などで、トラック運転者の労働時間短縮に結びつくが、自らの力だけでは解決できない課題テーマ3つを、トラック事業者・荷主企業の従業員から募集
- 開催後の取組予定：議論のプロセスやアイデア等の成果をポータルサイトに掲載し、成果を普及。また、成果の検証を目的とした実証実験の実施も検討

*アイデアソンとは、「アイデア」と「マラソン」を組み合わせた造語で、課題テーマ解決に向けて、参加者が一丸となって意見交換を行い、解決に向けた糸口を探す場のことを指す。

(2) 働き方改革推進支援センターについて

「働き方改革推進支援センター」って何？

「働き方改革推進支援センター」は、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

お近くの支援センターや出張所を、是非お気軽にご利用ください。

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① **長時間労働の是正**
- ② **同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善**
- ③ **生産性向上による賃金引上げ**
- ④ **人手不足の解消に向けた雇用管理改善**

例えば、
以下のようなことを
総合的に検討して支援！

- ・弾力的な労働時間制度
- ・業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・利用できる国の助成金

働き方改革推進支援センター
(47都道府県に設置)

出張所

商工会議所・商工会、中央会等で、
セミナーの開催や出張相談会を実施

▶ 電話・メール、来所による相談
(労働時間制度、賃金制度等に関する一般的な相談)

地域の商工会議所・商工会等

▶ ご希望に応じて、労務管理・企業経営等の専門家が企業への個別訪問によりコンサルティングを実施
(就業規則や賃金制度等の見直し、労働時間短縮 など)

▶ 身近な場所での、セミナーや出張相談会への参加

中小企業等

働き方改革推進支援センター連絡先一覧 (令和3年度)

名称	住所	電話番号
北海道働き方改革推進支援センター	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800-919-1073
青森働き方改革推進支援センター	青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830
岩手働き方改革推進支援センター	盛岡市仙北2-10-17	0120-664-643
宮城働き方改革推進支援センター	仙台市宮城野区原町1丁目3-43 アクス原町ビル201	0120-97-8600
秋田働き方改革推進支援センター	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形働き方改革推進支援センター	山形県山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階	0800-800-3552
福島県働き方改革推進支援センター	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城働き方改革推進支援センター	水戸市三の丸2-2-27 リパティ三の丸2階	0120-971-728
栃木働き方改革推進支援センター	宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100
群馬働き方改革推進支援センター	前橋市元総社町528-9	0120-486-450
埼玉働き方改革推進支援センター	さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル306号	0120-729-055
千葉働き方改革推進支援センター	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館本館7階	0120-174-864
東京働き方改革推進支援センター	千代田区神田富山町25 サンクス神田ビル2階	0120-232-865
神奈川働き方改革推進支援センター	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階	0120-910-090
新潟働き方改革推進支援センター	新潟市中央区天神1-12-8 LEXN B 5階	0120-009-229
働き方改革推進支援センター-富山	富山市赤江町1-7 富山県中小企業研修センター4階	0800-200-0836
石川働き方改革推進支援センター	金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3階	0120-319-339
ふくい働き方改革推進支援センター	福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1階	0120-14-4864
山梨働き方改革推進支援センター	山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1 HUCOM内	0120-755-455
長野働き方改革推進支援センター	長野市岡田町215-1 フェジャース長野駅前ビル8階	0120-088-703
ぎふ働き方改革推進支援センター	岐阜市神田町6丁目12番地 シグザ神田5階	0120-226-311
静岡働き方改革推進支援センター	静岡市葵区追手町44番地1 静岡県産業経済会館5階	0800-200-5451
愛知働き方改革推進支援センター	名古屋市中千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階(タスクール内)	0120-006-802
三重働き方改革推進支援センター	津市栄町2-209 セキゴン第二ビル2階	0120-111-417
滋賀働き方改革推進支援センター	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階	0120-400-227
京都働き方改革推進支援センター	京都市中京区堺町通奥川下る亀谷町167-1 デュビュイ亀屋ビル3階	0120-417-072
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター	大阪市北区天満二丁目1番30号 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116
兵庫働き方改革推進支援センター	神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館9階	0120-79-1149
奈良働き方改革推進支援センター	奈良市西木辻町343番地1	0120-414-811
和歌山働き方改革推進支援センター	和歌山市板屋町22-2 和歌山中央通りビル2階 2031号	0120-547-888
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取市富安1丁目152番地 SGビル	0800-200-3295
島根働き方改革推進支援センター	松江市母衣町55番地4 島根県商工会館7階	0120-514-925
岡山働き方改革推進支援センター	岡山市北区厚生町3-1-15 商工会議所ビル1階 中小企業支援部内	0120-947-188
広島働き方改革推進支援センター	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネックス4階	0120-610-494
働き方改革サポートオフィス山口	山口市吉敷下東1丁目7番37号 アネックス鳳陽B	0120-172-223
徳島働き方改革推進支援センター	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川働き方改革推進支援センター	高松市唐屋町5-9 プラタ59 2階 203	0120-000-849
愛媛働き方改革推進支援センター	松山市大手町2丁目5番地7 松山商工会館別館1階	0120-005-262
高知県働き方改革推進支援センター	高知市布師田3992-2 高知県産業振興センター内	0120-899-869
福岡働き方改革推進支援センター	福岡市博多区博多駅南1-7-14 BOIS博多305	0800-888-1699
佐賀働き方改革推進支援センター	佐賀県佐賀市川原町8-27 平和会館1階	0120-610-464
長崎働き方改革推進支援センター	長崎県長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階	0120-168-610
熊本働き方改革推進支援センター	熊本市中央区紺屋町2-8-1 熊本県遺族会館2階-7	0120-04-1124
大分働き方改革推進支援センター	大分県大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階	0120-450-836
みやぎ働き方改革推進支援センター	宮崎県宮崎市橘通東4-1-4 宮崎河北ビル7階	0120-975-264
鹿児島働き方改革推進支援センター	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2階	0120-221-255
沖縄働き方改革推進支援センター	那覇市前島2-12-12 セントラルコーポ兼陽205	0120-420-780 0120-420-791

岡山働き方改革推進支援センターからのお知らせです

厚生労働省岡山労働局委託事業

事業主、人事労務担当者の皆様

こんな疑問や 心配事は ありませんか？

**相談
無料**

助成金は
たくさんあるけど…

年次有給休暇の取得が
義務化になったらしいけど…

同一労働同一賃金が
よくわからないから…

36協定を結ばないと
いけないけど…

ハラスメント対策は
しっかりやりたいけど…



そのお悩み…
社会保険労務士に
ご相談ください

相談は、**センター来所** **企業訪問** **電話・メール** **オンライン** など
ご希望の方法が選べます。まずはお気軽にご連絡ください。

岡山働き方改革推進支援センター

〒700-8556岡山市北区厚生町3丁目1番15号 岡山商工会議所1階
フリーダイヤル: **0120-947-188** FAX: **086-206-2027**
営業時間: 9:00~17:00(土日祝日を除く)
E-mail: hatarakikata@crest.ocn.ne.jp
HP: <https://www.oka-hatarakikata.com>



岡山働き方改革推進支援センター 行

086-206-2027

相談申込票

相談方法	<input type="checkbox"/> 企業訪問	<input type="checkbox"/> センター来所	<input type="checkbox"/> オンライン相談
企業名	所在地		
電話番号	メールアドレス		
業種	従業員数	人(うち非正規) 人	
ご担当者名	部署・役職		
希望する相談	<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制、36協定の結び方 <input type="checkbox"/> 労働時間の削減、裁量労働制など労働時間管理 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得促進に関する対応 <input type="checkbox"/> 就業規則の作成・見直し <input type="checkbox"/> 賃金規定・賃金制度の見直し <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> テレワーク、時差勤務などの導入 <input type="checkbox"/> 従業員の採用、定着対策 <input type="checkbox"/> 仕事のIT化など、生産性向上の対策 <input type="checkbox"/> 最低賃金の引上げなど賃金処遇対策 <input type="checkbox"/> 助成金の活用方法 <input type="checkbox"/> その他 ()		
センターを知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 商工会議所 <input type="checkbox"/> 商工会 <input type="checkbox"/> 中小企業団体中央会 <input type="checkbox"/> センターHP <input type="checkbox"/> 厚生労働省HP <input type="checkbox"/> 労働局HP <input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 労働基準監督署 <input type="checkbox"/> SNS <input type="checkbox"/> 知人・取引先企業 <input type="checkbox"/> よろず支援拠点 <input type="checkbox"/> その他 ()		

下記URLもしくはQRコードからもお申し込みください。

※QRコードは株式会社アンソニーウェブの登録商標です。



岡山働き方改革推進支援センター

厚生労働省岡山労働局委託事業
〒700-8556岡山市北区厚生町3丁目1番15号 岡山商工会議所1階

フリーダイヤル **0120-947-188**
FAX **086-206-2027**

E-mail hatarakikata@crest.ocn.ne.jp
URL <https://www.oka-hatarakikata.com>



岡山商工会議所1階

営業時間: 9時から17時(土・日・祝除く)